奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年９月２４日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第３号

奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和７年３月企業管理規程第２７号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の２項を加える。

（経過措置）

２　当分の間、職員以外の者（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げるものを除く。）のうち、奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第２条第２項に規定する常勤相当勤務月が引き続いて６月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、同項の支給対象非常勤職員とみなして、同規程の規定を適用する。この場合において、その者に対する同規程第６条から第８条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の１００分の５０に相当する額とする。

３　前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定を受けることができた者を含む。）に対する奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第１７条の規定の適用については、同条中「１２月」とあるのは、「６月」とする。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。